

「二条城まつり2018」事業実施事業者選定に係る要領

1 目的

この要領は、「二条城まつり2018」事業の企画及び実施に関し、プロポーザル方式により、事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 概要

- (1) 委託業務名
「二条城まつり2018」事業の企画及び実施
- (2) 業務内容
仕様書（別紙1）のとおり
- (3) 事業者選定の方式
プロポーザル方式による評価を行い、参加事業者の中から1者を選定する。

3 候補者

- (1) 参加資格
 - ・ 応募できる方は、2年以上継続して適正に営業しており、本要領に定める条件を十分に理解し、提案内容について責任をもって実現できる事業者とする。
 - ・ 本公募は単体事業者に加え、複数で構成される事業者（以下、「複合体事業者」という。）の参加も認めるものとする。複合体事業者の場合にあつては、構成員が本公募の他の応募者（他の参加者がグループである場合は、その代表者及び構成員）でないことを要件とする。また、複合体事業者の中から代表となる法人又は個人（以下、「代表者」という。）を定め、本市への質疑や書類の提出等は代表者が行うこと。
 - ・ 事業者が次の各号に該当する場合は、応募できません。
 - ア 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては、募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において本市により競争入札参加停止の措置を受けた者
 - イ 有資格者名簿に登載されていない者にあつては、市民税若しくは法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を納付する義務のある者にあつてはこれらが未納となっている者
 - ウ 契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者
 - エ 事業者、役員又は使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除く。）
 - オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者
 - カ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者

キ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

ク 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

ケ 事業者の役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者である場合

(2) 対象

参加申込書を提出した業者

4 提案書の提出について

(1) 提出資料

ア 「二条城まつり2018」事業に係る提案書

「参加申込書」(別紙2)及び「提案書」(別紙3)をかがみとして提出するとともに、以下のことについて任意様式により提出すること。

- ・ 企画内容(本市が指定する仕様に加え、独自事業を含めて、内容・開催時期などを具体的に提案すること)
- ・ 広報計画、運営方法等

イ 見積書

収支の内訳をできるだけ詳細に記載すること。

(2) 提出期限

平成30年6月20日(水)午後5時まで

(3) 提出方法

事前に電話連絡したうえで元離宮二条城事務所に郵送または持参すること。

なお、参加申込書及び提案書提出後に、参加資格がないことが判明した場合は、審査を行わない。

(4) 提出部数

6部

5 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

平成30年6月11日(月)までに、担当者まで電子メールにより提出すること。

担当者：大畑，宮澤 < miqbd330@city.kyoto.lg.jp >

平成30年6月13日(水)までに、二条城のHP上で回答を公表する。

6 審査方法等

『二条城まつり2018』事業実施事業者選定に係る評価基準に基づき、応募事業者からの提出資料及び事業者に対するヒアリングにおいて、審査・選定を行う(ヒアリングは、平成30年6月下旬又は7月上旬に行うこととし、場所及び詳細な時間については、別途連絡する。)

参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

なお、評価点は60点以上であることを選定の条件とする。

面接審査に参加した事業者名及び評価点については、面接審査から1週間以内に、参加者全員に郵送により通知し、二条城のHP上で公表する。また、審査結果についての異議申立は受け付けない。

審査については、下記の4名により行う。

- ・ 元離宮二条城事務所 所長
- ・ 文化芸術都市推進室 文化財担当部長
- ・ 元離宮二条城事務所 副所長
- ・ 元離宮二条城事務所 企画担当課長

7 契約の締結

選定された候補者については、契約内容についての交渉を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。

ただし、候補者と契約条件について合意に達しなかった時は、候補者に次いで評価の高かった者を候補者として契約交渉を行う。当該候補者について契約条件の合意に達しなかった時も同様とする。

8 その他重要事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における提案書の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (4) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- (5) 提案書に記載された見積金額が予定価格を超えた場合は、失格となる。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (7) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。